



平成 30年度介護保険料率の決定について

掲題の件について、さる 2月 20日に開催された第 170回組合会で、下記のように議決されましたので公告します。

記

●介護保険料率

	保険料率			補足
	計	事業主負担分	被保険者負担分	
平成 30年度	16.4/1000	8.2/1000	8.2/1000	事業主と被保険者の負担割合は同じです。
平成 29年度	17.2/1000	8.6/1000	8.6/1000	
増 減	▲0.8/1000	▲0.4/1000	▲0.4/1000	

- ①介護保険料率については、健康保険法 160条 16項の規定により、「単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者（健康保険組合等）が定める」こととなっています。
- ②平成 30年度の保険料率は、平成 30年 3月～平成 31年 2月分に適用されます。
給与での源泉控除は、その翌月の平成 30年 4月～平成 31年 3月支払分で行われます。
ただし、同月内での資格取得・喪失の両方がある場合は、当月支払給与で控除されることがあります。
- ③任意継続被保険者については、平成 30年 4月～平成 31年 3月分に適用されます。
強制被保険者とは、1か月ずれますのでご注意ください。

以上